



# Kainan East Rotary

DISTRICT 366

CLUB WEEEEKLY BULLETIN

事務所 海南市日方1294 海南商工会議所内 TEL (07348) 2-4363  
例会日 毎週月曜日 12時30分 於海南商工会議所4Fホール  
会長 前窪紀文 幹事 田岡啓一 会報委員長 河尻鳩親

第18回 例会 昭和50年12月1日(月) 於 海南商工会議所

1. 開 会 司 会 松 田 一 郎
2. 国歌斉唱 「君が代」
3. ロータリーソング 「奉仕の理想」
4. 昼 食
5. 出席率 会員総数25名 出席者数23名92%(10月平均出席率100%)
6. ゲスト 和歌山保護観察所長 和田敏男氏
7. ビジター 竹田 巖氏(御坊R.C) 檜畑博賢氏(和歌山R.C)  
栄川純三氏(海南R.C)
8. メイキャップ 11月28日、大阪平野、住之江合同チャーターナイト  
(於ホテルプラザ)  
田岡啓一君、角谷勝司君、上南雅延君、松田一郎君、  
岡田雅晶君、裏野泰生君、中尾公彦君、  
前窪紀文君(11月8日、和歌山東南R.C)  
奥村匡敏君(11月26日、海南R.C)

## 9. 会長報告

- 11月28日、大阪平野、住之江の合同認証状伝達式に多数出席して頂き有難う御座いました。
- 本日、海南商工会議所会頭就任の祝賀会が催されています。クラブの方へ招待状を頂き、副会長が出席されています。些やかですが、お祝いをさして頂きましたので御了承頂きたいと思ひます。
- ガバナー公式訪問の際のクラブ活動報告書を印刷の都合上、12月中に御提出下さい。

## 10. 幹事報告

- 例会の変更通知……12月16日(火)和歌山R.Cの例会が年末家族会のため12月20日(土)午後5時～魚又楼にて



- 地区大会事務局から……4/16、4/17大阪フェスティバルホールに於て行なわれる地区大会への勧誘に見えるということで御座いますが、皆さま方も来年のことですが、予定の中へ入れて頂きたいと思います。
- 11月28日、大阪平野、住之江の合同認証状伝達式が、大阪、ホテルプラザに於て行なわれまして、メンバー7名、夫人2名、計9名で行って参りました。又11月23日には松田一郎、片山博之君が5月16日(日)予定の私達の認証状伝達式会場の住友体育館を見学して来ました。
- ◎ 理事会の報告(11月24日)
  - ※ 年次総会を12月22日(月)に決定しました。
  - ※ 12月29日(月)の例会は年末ですので、12月27日(土)に変更しました
  - ※ 12月13日(土)に行なわれるI.C.G.F.(海南R.Cホスト)にも極力参加出来るように進める。
  - ※ 我々のガバナー公式訪問が51年2月2日(月)になっています。各委員会の報告書の提出をお願いするわけですが、印刷等のことも御座いますので、12月27日(土)本年最終の例会までに、各委員長さんはお手数ですが、まとめて幹事まで提出をお願いします。
- 会員増強の件について、理事会後、増強委員、会員選考委員職業分類合同で一応の話し合いをしました。この件につきましては、増強委員長がお見えになったとき報告して頂きます。本日の理事会は夜7時より、オ一会議室にて行ないます。8時より会員増強委員会、会員選考委員会、職業分類各委員の方も御参集願います。
- 11月16日に行なわれました。バザーに出品されなかった方は、本日寄付金をお渡ししたいと思います。

## 11. ニコニコ箱 追田博司君(ゴルフ海南・海南東合同コンペ優勝)

## 12. 卓 話

和田敏男氏(和歌山保護観察所長)

- ◇ 保護観察所とは、法務省所管で全国、各地方裁判所の所在地に設置されている。全国で50ヶ所あります。
- ◇ 保護観察というのは、社会内処遇と申しまして、施設内処遇と対比した言葉で刑務所だとか少年院は施設内処遇で塀の中の処遇で、塀の外の社会内処遇である。
- ◇ 保護観察の対象になるのは、非行或は犯罪を犯したものであって、家庭裁判所で保護観察になった少年、或は少年院を仮退院した少年、それから刑務所を仮出獄した人、又保護観察付執行猶予の者の処遇を実施している。それから余り数はないが、売春防止法というのが出来まして、婦人補導員が現在、それらの仮退院したものも対象にしています。現在、和歌山県に於て常時730名位の保護観察の対象者があります。それから、それと刑務所だとか少年院、婦人補導員、そういうものに現在入っている者の家庭のいろんな調査、調整、そして、そういう方が仮退院或は仮出獄しまして、家へ帰って来た場合に、すぐに困らないように、施設に入っている間に調整なり調査等をするという



仕事をしています。

社会内処遇という私共の仕事は、保護観察というのは法的には、この様に解釈されているわけで、指導監督という面があって権力面が強くて、もう一つ補導援護という福祉的な面と両面をもって処遇しているわけである。例えば、保護観察をいたします場合に必ずその人に応わしい約束（遵守事項）をさせまして、その約束を守らせるようにして善良なる一般社会人としての社会復帰をはからせる。

私共のこの仕事が世界的に非常にユニークな刑事政策であると、いわれるのは私達が只単に役所の人間だけがやっているのではなくて、飽くまでも官と民との共同体制でやるということである。民間の保護司のお方と私共、保護観察官と共同して処遇している。そういう建前でやっている。

- ◇ その成果はどうかというと、橋をかけたり、ビルを建てたりすると違って、すぐ形として表われないので評価は仲々むづかしい。保護観察の対象者には、夫々期間があって、少年は原則として20才まで、刑務所を仮出獄した者は刑期があって、刑期の終了するまでを期間とする。それから保護観察付執行猶予期間中は保護観察の期間である。成果は毎月、期間の終る時点でいろいろ成績の評定を行ないます。75%は非常に成績が良く終了し、善良な社会人として立ち直っています。しかし残念乍ら10%は保護観察期間中でも、いろいろ手を尽しても、もう一度刑務所や少年院へ戻ったりする者があります。そういう事のないよう極力努力をしています。
- ◇ 保護観察制度というのは刑事政策の一環であって、刑事政策のはしりは、目には目、歯には歯、という復讐的な制度として大昔にはありました。監禁、牢獄に監禁して隔離してしまって一般社会人と全く隔離したそういう立場におく。それから改善、矯正、これは現在刑務所、少年院で行なっているもので、性格の改善をして矯正をはかる。
- ◇ 更生保護制度……これが保護観察の主体となるもので、刑事政策の現在世界的な方向である。御承知の様に現在の裁判にいたしましても刑が非常に短かいのが多く約85%位は3年未満の刑であります。短期の受刑者を刑務所等に入れた場合にいろいろ弊害が起ってくる。本人は勿論、家族的或いは本人が出て来た場合、仕事がなくなる、ということがあって徐々に保護観察制度が出来てきました。世界的な傾向として犯罪者を施設に拘禁するのではなく、出来るだけ普通の社会の中で処遇しようというのが保護観察制度であります。私達の仕事は保護観察の外に犯罪防止活動という大きな目的があり、公的機関だけでは成し得ないので、社会全体の責任が必要ではなからうか、住民の参与、協力が必要になって参り、当然処遇の協力者をどのように選定するかということが問題になり、保護司制度が出来上りました。（昭和25年）

◇ 保護観察の字義について

保護……何を保護するか、大衆者を含む社会公共の福祉を保護すること。

観……見物、見学とは異り、心のまなこ、心眼のこと。

察……思いやり、ということで相手の立場に立って物を見、考えること。

◇ 自助の責任を生かすこと。……人間は誰でも成長し、発展し、適用えと向う資質をもっている。

◇ 全体と個のバランスをとることが重要。

◇ 社会主権の活用について……等々、保護観察のすべてについて詳しく御説明され、最後に保護観察の仕事は役所だけでは到底出来ないの今後とも益々民間のしかもロータリーの私達に協力をお願いをされました。

ロータリー入門 (質疑応答) 一般質問より

7. 「奉仕の四部門」とは何ですか？

ロータリーの綱領は四つの部門の奉仕活動を鼓吹、育成することにあります。それは、クラブ奉仕。

8. 新クラブはどのようにして結成されますか？

9. 私のクラブは近隣の都市へのロータリーの拡大を援助することが出来ますか？

◎ 次回例会

昭和50年12月8日(月曜日)12時30分～ 於海南商工会議所

ゲスト 小嵐 清氏(海南R.C) ロータリー世界大会の話  
1974～1975 カナダ、モントリオール

昭和50年12月15日(月曜日)12時30分～ 於海南商工会議所